

---

# 毒物劇物による危害の未然防止のために

---



# はじめに

毒物劇物には、工業薬品や農薬、大学や研究機関で使用される試薬などさまざまな種類があり、私たちの暮らしの身近な場所で、その科学的な特長を生かして有用に活用されています。

しかし、毒物劇物は吸飲や接触によって中毒になるなどの危険性をあわせ持っています。また、近年、各地で発生したような犯罪に悪用されるケースもあります。本来の用途を逸脱した使用が行われた場合や、事故が発生した場合には、人命に対し重大な危害を及ぼすおそれがあります。

毒物劇物を取り扱う場合は、盗難や事故などによって自分が被害者や加害者にならないようにしっかりと管理が必要です。

この小冊子を、毒物劇物による事故の未然防止のために、お役立てください。

## 毒物劇物の定義

化学物資のうちのどれが毒物劇物にあたるかは、毒物及び劇物取締法で定められています。

毒性の度合いは、毒性の強いものが毒物、やや弱いものが劇物です。また、特定毒物はきわめて毒性の強いものを指し、特定の人以外の使用、譲渡、所持等が禁止されています。これらの毒物劇物は科学技術の進展に合わせて、量、種類ともに増加する傾向にあります。なお、毒物等として次のような物質が指定されています。

- **特定毒物**：四アルキル鉛、パラチオン、モノフルオール酢酸など
- **毒物**：アジ化ナトリウム、シアン化ナトリウム、ニコチン、砒素化合物など
- **劇物**：アンモニア、水酸化ナトリウム、トルエン、メタノール、硫酸、塩酸など

毒物劇物の容器であることが、誰にでもわかるように、容器および被包に毒物劇物の表示をするよう義務づけられています。  
「**医薬用外**」の文字と、毒物は赤地に白文字で「**毒物**」、劇物は白地に赤文字で「**劇物**」と明記します。



- 毒物劇物を貯蔵、陳列する場合にも、毒物劇物の表示が必要です。

法：毒物及び劇物取締法  
指定令：毒物及び劇物指定令  
施行令：毒物及び劇物取締法施行令  
施行規則：毒物及び劇物取締法施行規則

- 法第2条（定義）
- 指定令第1条（毒物）
- 指定令第2条（劇物）
- 指定令第3条（特定毒物）
- 法第12条（毒物又は劇物の表示）
- 施行規則第11条の6（取扱い及び使用上特に必要な表示事項）

# 毒物劇物の販売

(1) 毒物劇物を販売又は授与（以下、「販売等」という。）するためには、販売業の登録が必要です。

(2) 販売等する際には、次の事項を記載した書面の提出を受けなければ販売等できません。

また、その書面は販売等した日から5年間保存しなければなりません。

- ① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売等の年月日
- ③ 購入者（譲受人）の氏名、職業と住所（法人は会社名と所在地）
- ④ 購入者（譲受人）の押印又は署名



印鑑又は署名が必要

毒物及び劇物譲受書	
毒物又は劇物	名称
	数量
販売又は授与の年月日	
譲受人 <small>（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</small>	住所
	氏名
	職業
備考	

<譲受文書の例>

- 毒物及び家庭用劇物以外の劇物については、一般消費者への販売等を自粛し、代替品の購入を勧めます。やむを得ず毒物劇物を販売等する際には、必ず保管管理や廃棄の義務について説明します。
- 購入者（譲受人）の身元確認を行い、使用目的を聞き取り、毒物劇物の種類や量が適切なものであるかを十分に確認します。
- 購入者（譲受人）が必要事項を記入し、押印又は署名した譲受文書の提出を受けます。
- 毒物劇物に関する情報を購入者（譲受人）に提供します。

(3) 安全に取扱いができる相手にもみ販売等してください。

販売等の禁止  
(交付制限)



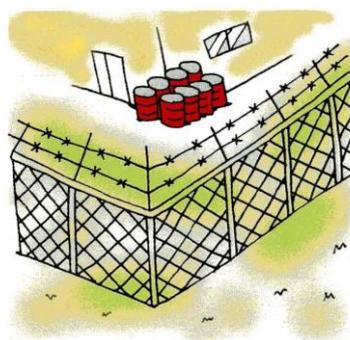
- ・ 18歳に満たない者
- ・ 使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者
- ・ 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤の中毒者

● 相手に不審を感じたら、販売等をやめ、すみやかに警察署に通報してください。

- 法第3条第3項（禁止規定）
- 法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）
- 施行規則第12条の2（毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面）
- 法第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）
- 施行令第40条の9（毒物劇物営業者等による情報の提供）
- 施行規則第13条の10、第13条の11、第13条の12（毒物劇物営業者等による情報の提供）

# 毒物劇物の貯蔵、保管

- (1) 他のもものと明確に区分された、毒物劇物専用の設備に保管し、転倒防止対策を講じます。
- (2) 保管する場所には、「医薬用外毒物」もしくは「医薬用外劇物」と表示します。
- (3) 保管する場所は、「かぎ」のかかる丈夫な設備にします。その場所が性質上「かぎ」をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けます。
- (4) 敷地境界線から離れたところに保管します。
- (5) 目の行き届くところに保管します。
- (6) 「かぎ」の管理を徹底します。
- (7) 「管理簿」を作成し、定期的に毒物劇物の在庫量を確認します。



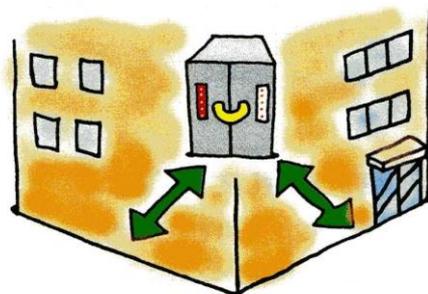
人が近づけないように柵を設けること。



毒物劇物の有無が確認できる場所に置く。



基礎も漏れたり染みたりしない材質にする。



敷地境界線から十分離して保管する。

- 法第11条 (毒物又は劇物の取扱)
- 施行規則第4条の4 (製造所等の設備)

# 毒物劇物の取扱い(農薬)

(1) 毒物劇物である農薬を散布するときには次のことに留意します。

- ① 体調はいいですか。
- ② 農薬のラベルは読みましたか。
- ③ 散布のための服装は万全ですか。
- ④ 散布の器具類は万全ですか。
- ⑤ 正しい散布作業を行っていますか。
- ⑥ 後始末は万全ですか。
- ⑦ 作業後は、手足はもちろん、全身をよく洗い、衣類を取り替えてください。
- ⑧ 万一、事故が発生した場合は、直ちに医療機関に連絡をしてください。  
治療の際に非常に参考になるので、使った農薬のビンなどは捨てないでください。



- ※ 誤って飲んだり、食べたりする恐れがあるので、農薬を小分けしたり、飲食物の容器・ペットボトルへの移し替えはしないでください。
- ※ 毒物劇物の販売業の登録がなければ、他の人に毒物劇物たる農薬を販売等(譲渡)することはできません。



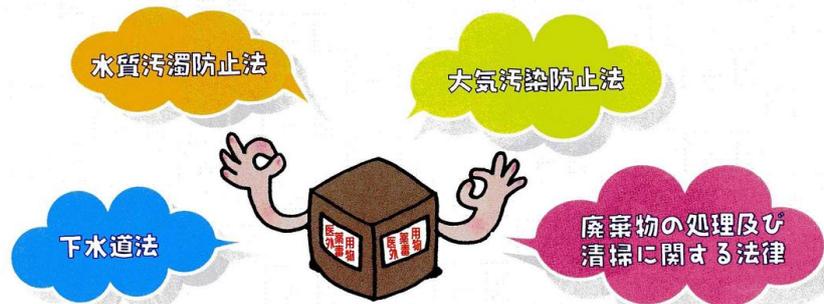
# 毒物劇物の廃棄

## (1) 毒物劇物ではないものにしてから廃棄します。

- ・ 具体的な毒物劇物の廃棄方法は、薬務局長通知「毒物及び劇物の廃棄方法に関する基準について」を参考にします。
- ・ その他の法令の規定する基準にも、同時に適合していなければなりません。



中和・加水分解等で毒物劇物ではないものにする。



## (2) 自己処理できないときは、その性状に応じて香川県知事または高松市長の認可を受けた産業廃棄物処理業者に委託するなど、適正に処理します。



- 法第15条の2 (廃棄)
- 施行令第40条 (廃棄の方法)
- 法第15条の3 (回収等の命令)

# 事故の際の措置

## (1) 毒物劇物による事故が発生した場合は、関係機関へすみやかに連絡を！

- ・ 盗難又は紛失の場合は、直ちに警察署へ通報します。
- ・ 飛散、漏れ等で不特定又は多数の人に被害が及びそうな場合、直ちに消防署、警察署または保健所へ通報します。
- ・ いざという時にあわてないように、あらかじめ誰が通報するのか決めておきます。
- ・ 通報担当者がいない場合もどうするか決めておきます。

### 【盗難又は紛失した場合】



直ちに警察に通報する。

### 【飛散、漏えい、流出した場合】



直ちに、通報する。

## (2) 被害が拡大しないように措置を講じます。

- ・ 当事者には被害を最小限にとどめる責任があります。放置すれば、毒物劇物によって他人に危害を与えるおそれがあります。速やかに被害を食い止める措置を講じてください。



周辺にロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。



風下の人に知らせ退避させる。



被害箇所に中和剤等を散布する。



中和した後に多量の水で洗い流す。  
河川などに流出しないように注意する。

## (3) 万一の事故に備え、日ごろから従業員の教育、訓練を実施します。

## 毒物劇物に関するお問い合わせは

名 称	電 話	所管区域
高松市保健所 生活衛生課	(087) 839-2865	高松市
香川県東讃保健福祉事務所 (東讃保健所)	(0879) 29-8270	さぬき市、東かがわ市、 三木町、直島町
香川県小豆総合事務所 (小豆保健所)	(0879) 62-1374	土庄町、小豆島町
香川県中讃保健福祉事務所 (中讃保健所)	(0877) 24-9964	丸亀市、坂出市、善通寺市、 琴平町、宇多津町、綾川町、 多度津町、まんのう町
香川県西讃保健福祉事務所 (西讃保健所)	(0875) 25-4383	観音寺市、三豊市

毒物劇物表示見本

医薬用外劇物

医薬用外毒物

医薬用外毒物

医薬用外劇物

医薬用外毒物

医薬用外劇物

